

令和7年度 東京都立武蔵野北高等学校（全日制課程）

いじめ防止基本方針

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こりうるものである。
- (2) いじめは、人権侵害であり、人として絶対に許されない行為である。
- (3) いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要、名誉毀損等の刑罰法規に抵触する。
- (4) いじめは、いじめられる側にも問題があるという考え方では解決できない。
- (5) いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- (6) いじめは、入れ替わりながら被害者にも加害者にもなる場合がある。
- (7) いじめは、加害、被害の二者関係だけでなく、「観衆」や「傍観者」も存在することがある、集団に関わる問題である。
- (8) いじめは、学校、家庭、地域が一体となって取り組む問題である。

※いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、「いじめ問題への基本的な考え方」にのっとり、保護者、地域住民並びに関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

- (1) いじめを生まない、許さない環境を作るために、授業やホームルーム、特別活動等の機会を捉えて生徒の自覚を促す。
- (2) いじめられた生徒を守り、学校全体が一丸となって組織的に取組、解決を図る。
- (3) 保護者や地域、関係諸機関と連携し、未然防止や早期対応を図る。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめの防止、早期発見及び対処に関する措置を実効的かつ組織的に行うために設置する。

イ 所掌事項

- ① いじめの防止、早期発見に向けた年間計画や生徒指導方針の作成。
- ② いじめの判断及び情報収集
- ③ いじめへの対処及び生徒への支援、指導体制、対応方針等の決定

④ 保護者や関係機関との連携

⑤ その他必要な事項

ウ 会議

各学期に1回程度、定例会議を実施する。また、いじめの兆候等があった場合はすみやかに臨時の会議を招集する。

エ 委員構成

校長、副校長、学年主任、生活指導部主任、養護教諭、スクールカウンセラー。

必要に応じて当該クラス担任、各学年生徒指導担当者、外部の有識者等を校長が指名する。

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

生徒の問題行動の未然防止や早期解決に向けた学校の取組について、助言・支援することを目的として設置する。

イ 所掌事項

① いじめの防止や早期発見に向けた学校の取組に関する助言・支援。

② いじめが発生した際の被害生徒、加害生徒への対処方法、再発防止等に関する助言・支援。

ウ 会議

年3回、学校運営連絡協議会とあわせて開催する。また、いじめの兆候等があった場合には臨時に招集する。

エ 委員構成

校長、副校長、経営企画室長、PTA会長、武藏野警察署警備課長

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 「いじめは絶対に許されない。」という雰囲気を学校全体で醸成する。

イ 総合的な探究の時間、ホームルーム、学校行事等、教育活動全体をとおして、道徳・人権教育の充実を図り、生命の尊重、他者を思いやる心の醸成を図る。

ウ 校内研修により、教職員の資質の向上を図り、組織的な対応を徹底する。

エ 保護者会や個人面談等をとおして家庭と緊密に連携する。

(2) 早期発見のための取組

ア 年3回以上のアンケート調査の実施や日常の声かけ、個人面談等により、生徒の実態を把握する。

イ スクールカウンセラーの全員面接等により、生徒がいじめを訴えやすい環境を整える。

ウ 保健室、スクールカウンセラー等との緊密な連携により教職員全体で情報を共有する。

エ 「いじめ相談窓口」を設置する。

(3) 早期対応のための取組

- ア いじめを発見した場合、迅速かつ適切に「学校いじめ対策委員会」を中心として、組織的に対応する。
- イ 被害生徒の安全を確保し、スクールカウンセラー等により心のケアを行う。また、いじめを目撃し、伝えた生徒についても同様に対応する。
- ウ 加害生徒に対して毅然とした態度で指導を行う。
- エ 保護者との情報共有、支援・助言を丁寧に行う。
- オ 学校サポートチームや関係諸機関と連携して解決にあたる。

(4) 重大事態への対処

- ア いじめにより生徒の生命・心身または財産に重大な被害が生じた場合、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、重大事態と捉え、東京都教育委員会に迅速に報告する。
- イ 被害生徒の安全を第一とし、関係諸機関と連携しながら、落ち着いて学習できる環境を確保する。
- ウ 東京都教育委員会と密に連携しながら、警察への通報も視野に入れて対応を行う。
- エ 保護者会の開催等により、保護者との情報共有を行う。

5 教職員研修計画

- (1) 人権教育プログラム等、東京都教育委員会作成資料に基づいた校内研修を実施する。
- (2) スクールカウンセラーによる講演会を実施し、いじめ発生時の対応方法等について研修する。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 学年便り、保健室便り、スクールカウンセラー便り等によりいじめ撲滅のための啓発を図る。
- (2) 保護者がスクールカウンセラーとの面談を行いやすいように教育相談体制を周知するとともに、保護者と教職員の間で情報の共有化を図る。
- (3) 必要に応じてPTAの協力を得られるよう協力体制を構築する。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 東京都教育相談センター等の関係機関と連携して、被害生徒のケア、加害生徒の指導を行う。
- (2) 重大事態発生時には警察や児童相談所等と連携して対応する。
- (3) 八幡町コミュニティセンターをはじめとする、地域からの情報を積極的に収集し、いじめの早期発見等に資する。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 学校評価アンケートにいじめ防止に関する取組の項目を定め、評価する。
- (2) 学校評価アンケートの結果を受けて、学校運営連絡協議会等で改善を図る。